

請 願 書

平成14年11月25日

兵庫県議会議長
水田 宏 様

請願者 兵庫県土建一般労働組合
代表者 執行委員長 前田幸太郎
住 所 神戸市兵庫区水木通 5 - 2 - 9
紹介議員

- 1、件 名 「公共工事における賃金等確保法」(仮称)の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める件
- 2、請願趣旨 建設現場で働く県内の労働者は約239,700人、県内の建設許可業者は20,300社を数え、県内の経済活動と雇用機会の確保に貢献しております。
しかしながら、建設業における元請と下請という重層的な関係の中で、他の産業では常識とされる明確な賃金体系が現在も確立されず、仕事量の変動が直接、施工単価や労務費の引き下げとなり、建設労働者の生活を不安定なものにしております。
国においては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が平成12年11月27日に公布され、平成13年2月16日に施行されましたが、「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われること」という附帯決議が国会でなされたところです。
なお、諸外国では、公共工事に係る賃金等を確保する法律、いわゆる「公契約法」の制定が進んでいます。
については、建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技能労働者の育成を図るためには、公共事業における新たなルールづくりが必要であり、下記の事項を内容とする意見書を国に対して提出して下さるよう請願します。

記

- 1、公共工事において、建設労働者の適正な賃金が確保されるよう「公契約法」の制定を進めること。
- 2、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議事項の実効ある施策を進めること。